

イギリス国債と「投資社会」、1818～1890年

——減債・信託貯蓄銀行・郵便貯蓄銀行——

坂 本 優一郎

要旨

「長い18世紀」に蓄積された莫大なイギリスの国家債務は、財政＝軍事国家から自由主義国家への変化にともなう政策転換によって、1830年代以降なかば放置された状態にあった。しかし、19世紀中葉に減債がふたたび重視されると、新旧減債基金と無期債の有期債化によって国債残高はいちじるしく削減される。それをささえたのが、信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行という、ふたつの貯蓄銀行であった。信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行は共存することでミドルクラス下層や労働者階級に勤儉貯蓄の手段を提供していく。同時に、イギリス国家は貯蓄銀行をつうじて遊休資金を獲得し、減債政策を展開することに成功する。つまり、イギリス社会の中・下層が貯蓄銀行をつうじて「投資社会」に組みこまれることで、減債政策が促進されたのだ。こうしてイギリスは、南アフリカ戦争や第一次世界大戦の戦費を国債で調達する余地を確保しえた。

キーワード：投資社会、コンソル、減債、信託貯蓄銀行、郵便貯蓄銀行

I は じ め に

証券の保有や売買によって人びとが相互に結びつき関係しあう社会を「投資社会」とよぶならば、19世紀イギリスはまさに「投資社会」化が急速に進展した社会であった¹⁾。ブリテンの「投資社会」は17世紀末から18世紀前半にかけて産声をあげたが、その取引銘柄は政府公債を中心としていた。しかし19世紀にはいると、外国債、鉄道債や植民地債といった各種債券がそれにくわわる。さらに、株式会社制度が世紀中葉より普及すると、株式の取引もまたいちじるしく増加していく。こうして種類・量とも豊かな証券類が、ヴィクトリア朝社会に存在することになった。

「投資社会」は19世紀をつうじて拡大をとげるが、これら各種証券の中核に位置したのは、つねにイギリス国債だった。なかでもコンソル債は流動性にとんだ主要銘柄として、証券市場に君臨する。コンソル債への信任に象徴されるように、パクス・ブリタニカをむかえたイギリスの公信用は、世界の信用体系の中心に位置するにいたる。つまり、「投資社会」の中核にはつねに、最高度の信用をほこるイギリス国債が存在したのだ。「投資社

1) 「投資社会」概念については、拙稿「空間としての投資社会」川北稔・藤川隆男共編著『空間のイギリス史』（山川出版社）、2005年2月、222～36頁、同「財政革命・植民地・投資社会：18世紀後半のアイランド・トンチン公債」後藤浩子編『アイランドの経験：植民地・ナショナリズム・国際統合』（法政大学出版局）、2009年3月、109～40頁を参照。

会」は、18世紀の草創期から国家への信用を基盤にすえることによって発展したといえる。ヘゲモニー国家は移り変わるが、ヘゲモニー国家の信用が「投資社会」の枢要な位置を構成するというメカニズムは、現在もなお変わらない。

従来、これらの証券類を研究の対象としていたのは金融史であった。また、国債についての研究は、ほとんどすべてが財政史の土俵でおこなわれてきた。それゆえ、社会史からのアプローチが「投資社会」に試みられたのは、ごく最近のことである。たとえば、この数年で、ヴィクトリア朝社会における証券類の存在、あるいは証券に投資をする人びとに光をあてた社会史研究や文学研究があらわれはじめた²⁾。これらの研究で重視されたのは、個人の証券投資の実態や経験、そこから派生する証券投資をめぐる思想や思索である。こうしたミクロな視点にもとづく研究は、じゅうらいの金融史や財政史で注目されてきた証券保有者数や社会階層別の証券保有構造への理解にくわえて、「投資社会」の実態を個人のレベルでより詳細に、より正確に明らかにすることに成功している³⁾。

本稿では、近年の証券投資の社会史にみられるような研究動向をふまえつつ、それとはあえて逆の視座をとり、マクロな視点から「投資社会」の実態にせまる手がかりを提示したい。多種多様な証券類が流通した19世紀イギリスの「投資社会」のなかでも、その中核に位置したイギリス国債がもった意味を再考したい。そこで、ナポレオン戦争と南アフリカ戦争にはさまれた、相対的に平和な時代であった1818年から1890年までに焦点をあわせつつ、「長い18世紀」⁴⁾の戦争によってのこされた莫大な国債の管理のありかたを整理する。そのうえで、じゅうらいの金融史や財政史の枠組みではどうしても関心がよせられなかった信託貯蓄銀行 (Trustee Savings Banks) や郵便貯蓄銀行 (Post Office Savings Banks) と国債管理の関係に注目したい。ここから、貯蓄銀行のおもな利用者である下層のミドルクラスや労働者階級が、直接/間接にイギリス国債を保有していた実態について、マクロな視点からの接近をこころみる。というのも、ミドルクラス下層の人びとや労働者階級と「投資社会」との関係は、これらの人びとが資金力の問題のため国債のような証券を直接保有することが例外的であったがゆえ、証券取引の現場を重視するミクロな視点では描き

2) 一例をしめすと、雑誌『ヴィクトリア朝研究』の特集号に掲載された、以下のような研究がある。Schmitt, Cannon; Henry, Nancy; Arondekar, Anjali. 'Introduction: Victorian Investments'. *Victorian Studies*, 45: 1 (2002), 7~17; Poovey, Mary. 'Writing about finance in Victorian England: disclosure and secrecy in the culture of investment'. *Victorian Studies*, 45: 1 (2002), 17~41; Itzkowitz, David C. 'Fair enterprise or extravagant speculation: investment, speculation, and gambling in Victorian England'. *Victorian Studies*, 45: 1 (2002), 121~47; Loftus, Donna. 'Capital and community: limited liability and attempts to democratize the market in mid-nineteenth-century England'. *Victorian Studies*, 45: 1 (2002), 93~120; Henry and Schmitt (eds). *Victorian Investment*. Indiana University Press, 2008.

3) とくに女性の公債投資については以下の研究が先駆けとなった。Green, David R.; Owens, Alastair. 'Gentlewomanly capitalism? Spinsters, widows, and wealth holding in England and Wales, c. 1800-1860'. *Economic History Review*, 56: 3 (2003), 510-36.

4) 「長い18世紀」という枠組みについては、さしあたり近藤和彦「長い十八世紀イギリスの政治社会」近藤和彦編『長い18世紀のイギリス：その政治社会』(山川出版社), 2002年4月, 3~20頁, とくに16~20頁を参照。

だすことが困難だからだ。本稿の目的は、19世紀の公債管理の実態を素描するとともに、ミドルクラス下層や労働者階級と「投資社会」の接点をみいだし、それが国債管理ととりむすんでいた関係を明らかにすることにある。

以下、本稿の構成と行論中で利用する史料をあらかじめしめしておく。本論は2章から構成されている。Ⅱでは、ナポレオン戦争終結後よりおよそその減債政策が出そろった1890年までのイギリス公債の概況を整理したうえで、信託貯蓄銀行や郵便貯蓄銀行の位置を国債管理政策のなかでさだめる。Ⅲでは、信託貯蓄銀行や郵便貯蓄銀行の実態および両者の関係を素描するとともに、貯蓄銀行と国債管理政策との関係を整理する。本稿で利用する主要史料は、庶民院に提出された報告書 (*Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890*, 1891) である。これはいわゆる議会文書にふくまれる史料であるが、19世紀における国債の概況をとらえたものとしては第一級の価値をもつ史料といえる。しかし、金融史や財政史以外の視点からは、ほとんど利用されることはなかった。なお、本文中の制度にかんする叙述は、特記しないかぎりこの史料に依拠する。そのほか適宜パンフレット類を援用する。

本文中の表記について。Ⅱにおける金額の表記は、金額のケタが大きく煩雑さを回避するため、例外をのぞき千ポンド以下を切りすてる。その結果、たとえば合計額が多少異なるばあいもありえる。しかし、その誤差は本稿の主張が成立するうえで無視できる程度である。また、地域の表記については、「イギリス」はアイルランドを合邦した連合王国を、「グレート・ブリテン」は連合王国からアイルランドをのぞいた地域をさす。イングランドはウェールズをふくむものとする。

Ⅱ 19世紀のイギリスと国債の管理

1 「長い18世紀」と国債

いわゆる「第二次英仏百年戦争」は、1815年のナポレオン戦争の終結によって最終的な決着をみた。イギリスとフランスのあいだの戦争が130年間弱もの長期間にわたり断続的に繰り返された結果、イギリスには莫大な国家債務がもたらされた⁵⁾。きわめて積極的な赤字財政が「長い18世紀」をつうじて展開されたが、その手段として政府公債の増発をみることとなり、公債を基軸とする「投資社会」がイギリスに誕生した。しかし、財政＝軍事国家は戦争終結によってその正当性を喪失し、イギリスは自由主義国家への変貌を余儀なくされる⁶⁾。それゆえ、戦費調達のため蓄積された莫大な国家債務が負の遺産として大きな問題となる。累積した国債の適切な管理とそのすみやかな償却は、小さな国家を

5) ナポレオン戦争直後のイギリス国債については、拙稿「財政軍事国家とスコットランド：19世紀前半の周辺地域政策と国家の変容」『人文学報』（京都大学人文科学研究所編）第87号，2002年12月，166～168頁。

6) Harling, Philip and Mandler, Peter. 'From "fiscal-military" state to laissez-faire state, 1760-1850', *Journal of British Studies*, 32 (1993), pp. 44～70.

志向する19世紀イギリス自由主義国家にとって大きな課題となった。

まず、ナポレオン戦争終結までに、どの程度の国家債務がのこされたのであろうか⁷⁾。1817年度期末の終戦直後のイギリス国債の内訳は、議会制定法にもとづき起債された確定債が約7億9241万ポンド、政府部局などによる短期の不確定債でコンソル債に借りかえられたものが1億0331万ポンド、利率の低利転換によって起債されたものが514万ポンドであった。コンソル債をはじめとする確定債のうち、グレート・ブリテン名義のものが6億5939万ポンド、アイルランド名義の債務が1億3301万ポンド、同盟国であるオーストリアとポルトガルへの援助金がそれぞれ750万ポンドと89万ポンド、東インド会社向けが440万ポンドといった規模で存在した。アイルランド名義の債務のうち、ブリテンで起債されたものは1億0303万ポンド、アイルランドで起債されたものが2998万ポンド（ポンド・スターリング）であった⁸⁾。アイルランドの債務は、1801年の合邦時に将来的にイギリスの債務になるとされた。ただし通貨の統合が完了する1819年までは、ブリテンとアイルランドの債務は区別されており、ナポレオン戦争終結後3年間はアイルランド名義の起債がなされていた。

2 起債と償還

つぎに、1818年から1890年までのイギリス国債の概況を確認しよう。イギリス国家が負担する確定債の名目残高は、1818年の期末で約7億8063万ポンドであった【グラフ1】。これが1890年には約5億8595万ポンドにまで削減される。その後、19世紀末には南アフリカ戦争の戦費調達のため国債が増発され、さらに1914年に第一次世界大戦に突入することによって、国債残高は驚異的な水準にまで膨張することになる。なお、1818年から1890年のあいだは、まさにイギリスが世界のヘゲモニーを掌握していた最盛期にあたる。この相対的に平和な約70年間で、国債残高は約2億ポンド減少したことになる。

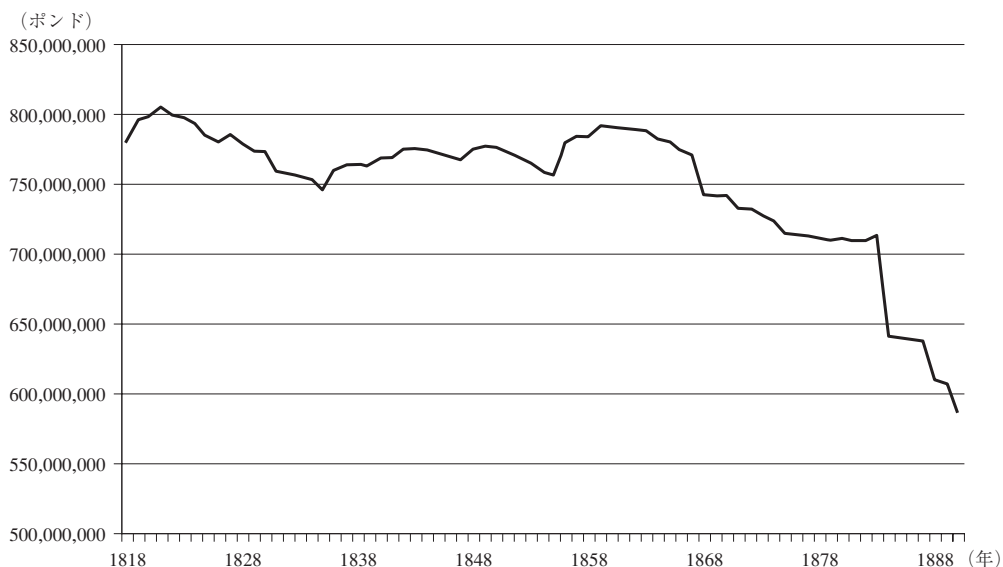
(1) 確定債の起債

1818年から1890年までの73年間を、1818年から1837年、1838年から1863年、1864年から1890年の三期に便宜的に分割し、各期間における国債の新規起債と償還の状況を確認しよう。まず、起債についてみる【表1】。1818年から1837年までに起債されたコンソル公債は、約1億1032万ポンドであった。短期債の借り換えのために起債されたコンソル債は約4億9637万ポンド、低利転換時にあらたに起債された金額が約821万ポンドであった。したがって、この20年間で起債された金額は計1億6849万ポンドにのぼった。そのいっぽうで、1838年からの25年間で新規に起債された金額は約6892万ポンド、さらに1864年からの

7) 国債の優れた通史として、富田俊基『国債の歴史』（東洋経済新報社）、2006年6月。本章の制度的な叙述は、本書に負うところが多い。また、イギリス国債の通史としては、ハーグリーヴズ（一ノ瀬篤他訳）『イギリス国債史』（新書館）、1987年。

8) British Parliamentary Papers, *Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890*（以下、Reportと略す）、1891、17～9。

【グラフ 1】 イギリス国債残高（確定債のみ）



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 76～80 より作成。

【表 1】 1818～1890年の起債状況

起債					
	起債	確定化	借り換え	その他	計
1818-1837	110,322,496	496,373,393	8,213,870	323,007	168,496,766
1838-1863	39,590,699	29,109,491	225,202	0	68,925,392
1864-1890	12,997,433	8,603,006	0	0	23,728,511

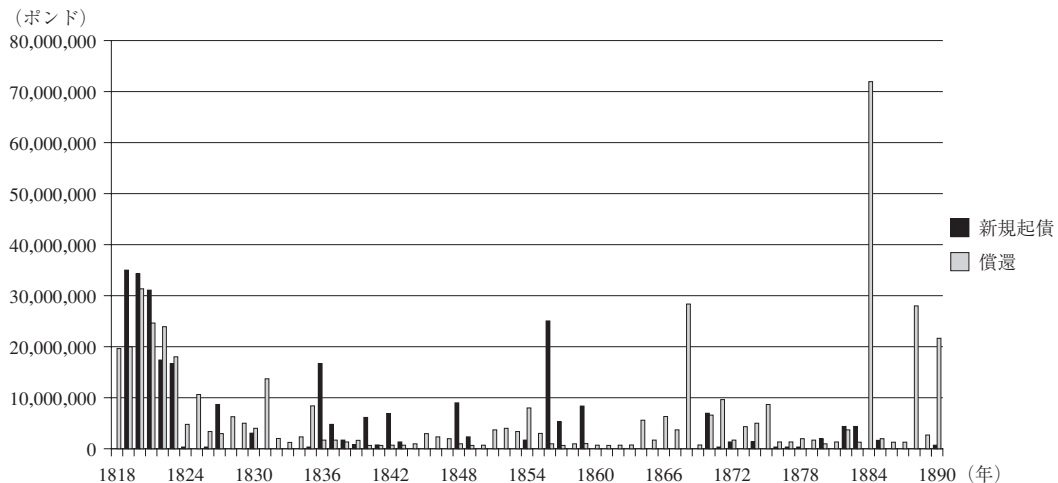
(単位：ポンド)

出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 76～80 より作成。

25年間で起債された金額は約2372万ポンドと、世紀をくだるにつれ急激に減少していることがわかる。

さらに、確定債の事例を詳細に検討しよう。1818年から1890年までにおこなわれた確定債の起債は、ナポレオン戦争直後の戦後処理のほか、奴隷制廃止にともなう補償金、アイルランド飢饉対策、クリミア戦争の戦費、電信線の敷設、アフガニスタン戦争にともなうインド政庁への援助を目的とするものであった【グラフ 2】。ナポレオン戦争が終結した1815年以降の数年间は、議会制定法によって高額の起債が数回実施されている。たとえば、1816年には額面3600万ポンド（うち、ブリテン名義が2700万ポンド、アイルランド名義が900万ポンド）が起債されている。じっさいには、これに出資した者は額面100ポンドにつき、3%コンソル債を額面44ポンド、3%利下げ債（低利転換により利子率が3%に減じられた公債）を額面130ポンド、4%債を額面10ポンド受領する権利が与えられている。

【グラフ2】 確定債の起債と償還



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 76～80 より作成。

その結果、ブリテン向けの2700万ポンドの債務は、じっさいには1188万ポンドの3%コンソル債、3510万ポンドの3%利下げ債、270万ポンドの4%にすがたを変えることになる。アイルランド名義の債務についても、同様の処置がとられた。また、1819年には2727万ポンドが、1820年には1200万ポンドが二回、1821年には500万ポンドと1200万ポンド、1822年が1300万ポンド、1823年には750万ポンド、1824年には500万ポンドが起債されているが、これらはすべて基本的に戦後処理にもちいられている。

1830年代以降の100万ポンド以上の起債は、1836年におこなわれた1500万ポンド、1848年の800万ポンド、1856年に実施された1600万ポンドおよび500万ポンドと翌年の500万ポンド、1870年の700万ポンド、1880年の200万ポンドの例がある。まず、1836年の起債は、イギリス帝国内の奴隷制廃止にともなう、奴隷保有者への補償金の資金調達を目的とするものである。この起債では、100ポンドの出資につき、75ポンドの3%コンソル債と25ポンドの3%利下げ債および、1860年1月5日に失効する13シリング7ペンスの長期年金が付与された。その結果、実際には3%コンソル公債が1125万ポンド、3%利下げ債が375万ポンド、年金が101,875ポンド起債された。つぎに1848年の800万ポンドの起債は、アイルランドのいわゆる馬鈴薯飢饉の対策を目的としたものであった。これは3%コンソル債を893万ポンド起債することで資金が調達されている。また、1856年および1857年の起債は、クリミア戦争の戦費調達を目的とするものであった。1600万ポンドの起債では、100ポンドの出資につき3%コンソル債を100ポンドおよび1855年1月5日から30年間効力をもつ年金14シリング6ペンスがあたえられた。結果、3%コンソル債が1600万ポンド、1885年に失効する年金116,000ポンドの債務が発生した。同年および翌年に起債された500万ポンドはすべて3%コンソル債からなりたっている。さらに1870年の700万ポンドの起債は、電信システムの買い上げ費用充当を目的としていた。この事業では1870年に700万

ポンドを3%コンソル債758万ポンドで起債したほか、1879年までに計1094万ポンドのコンソル債の起債によって費用がまかなわれていた。最後に1880年の200万ポンドの起債は、アフガニスタン戦争にともないインド政庁財務府に戦費として200万ポンドを送金することを目的としたものであった。この200万ポンドは、3%コンソル債を204万ポンド起債することによってねん出され、最終的にはインド政庁への贈与というかたちで元本の処理がなされた⁹⁾。なお、確定債ではないが、1875年のスエズ運河株式買収費用の400万ポンドは国庫債券(Exchequer Bonds)の発行によって調達されている。国庫債券は、コンソル債のような確定債と18世紀から19世紀にかけて多用された国庫証券(Exchequer Bills)のような短期の流動債の中間的な存在であった。これにより、イギリス政府は40万株のうち176,602株の取得に成功した。

以上のように、対仏戦争中にはほぼ毎年度おこなわれていた、議会制定法にもとづく確定債の起債は、対仏戦争の戦後処理をのぞくと数回の特殊なケースにとどまっていたことがわかる。1830年代から1890年までは、確定債の起債は基本的には抑制されていたといえる。

(2) 借り換え

国庫証券は短期債である。償還期日がちかづく、多くのばあいコンソル債のような議会制定法によって利払い税源が特定されている確定債に借り換えられる。ナポレオン戦争直後も同様の作業がおこなわれた。たとえば、1816年には814,500ポンドの国庫証券が952,965ポンドの5%海軍債に借り換えられた。また、1821年には700万ポンドの国庫証券が693万ポンドの5%海軍債に、さらには、1827年に800万ポンドの国庫証券が制定法で確定債化され、償還を1833年4月5日以降にするという付帯条項がもうけられた856万ポンドの4%債となった。同様の処理は、1830年の300万ポンドの国庫証券にも適用され、3,045,000ポンドの4%債として確定化されている。また、1837年以降、国債委員会によって貯蓄銀行の勘定で保有される国庫証券が、コンソル債として確定化されていく。たとえば、1837年には107万ポンドの国庫証券が117万ポンドの3%コンソル債に、1838年には151万ポンドの国庫証券が80万ポンドの3%コンソル債と89万ポンドの3%利下げコンソル債に、1839年には60万ポンドの国庫証券が64万ポンドの3%利下げコンソル債に転換されている。信託貯蓄銀行勘定分の国庫証券の確定債化はこれ以降、1840～1845年の各年、1854年、1859年にそれぞれ実施されている。また、1881年の地方貸付けのために発行された国庫債券860万ポンドが、276万ポンドのコンソル債と583万ポンドの2.5%債に借り換えられたように、国庫債券や1877年に登場しのにちに国庫証券にとって代わることになる大蔵省証券(Treasury Bill)の多くもまた、確定債によって借り換えられていった¹⁰⁾。

(3) 償還

19世紀イギリス国債は、減債基金、地租、年金公債化、低利転換への拒絶、その他のお

9) *Report*, 315～24.

10) *Report*, 290～7, 307～19.

【表2】1818～1890年の減債状況

償還						
	減債基金	地租	終身年金類	転換時償還	その他	計
1818-1837	162,165,046	1,240,297	29,814,557	11,955,045	333,275	205,508,222
1838-1863	12,014,778	2,020,880	22,174,136	8,151,483	368,343	44,730,336
1864-1890	23,010,291	2,648,294	120,291,167	19,498,705	38,771,062	225,191,586

(単位：ポンド)

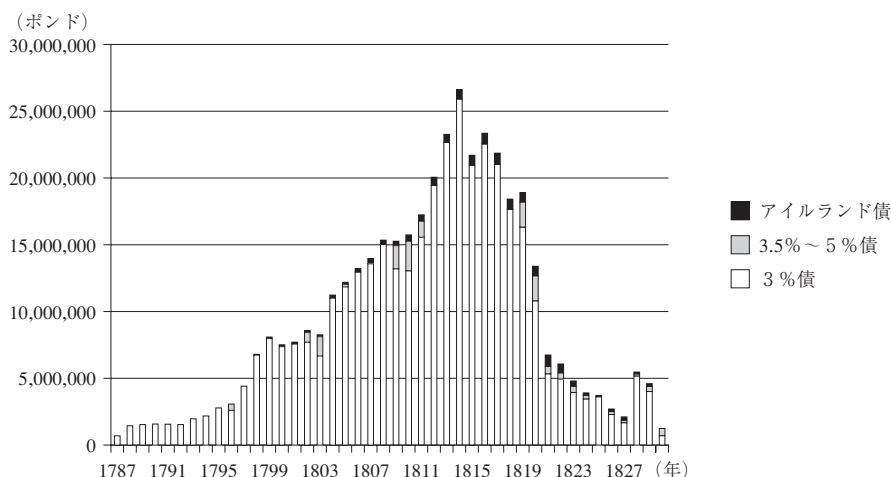
出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 76～80 より作成。

およそ5通りの方法で償還された。1818年から1890年までの償還総額は4億7554万ポンドにのぼる【表2】。そのうち減債基金によるものが1億9219万ポンドであり、全体の約40%をしめる。確定債の年金公債化による1億7227万ポンド(約36%)がそれにつづき、低利転換に同意しない保有者向けの償却が3960万ポンド(8%)、地租によるものが590万ポンド(1%)、その他が3947万ポンド(8%)となっている。本稿では、減債基金の実態と既存公債の年金化についてふれたい。

史上初の減債基金はロバート・ウォルポールによって1716年に導入された。その約70年後、アメリカ独立戦争による累積債務の激増をみた首相ウィリアム・ピット(小ピット)によってあらたに減債基金が設立された。ピットの減債基金では、毎年100万ポンド(のちに段階的に500万ポンドまで増額)の定額が基金に繰り入れられ、特別に任命された国債委員によって基金を原資として既存の国債の購入・償還が実行された。また、1792年からは国債発行額の1%相当が減債基金に繰り入れられることとなった。この基金は1787年から1829年7月5日まで運用され、1798年からはアイルランド名義の債務削減にも適用されている。償還された債務総額は、グレート・ブリテンの債務が4億6812万ポンド、アイルランドの債務が1418万ポンドにのぼった。おもな対象となったのは、グレート・ブリテンの債務では3%コンソル債および3%利下げ債であり、両者で4億0944万ポンドにのぼった。アイルランドの債務で購入・償還の対象となったのは3.5%債および5%債であった。なお、オーストリア帝国およびポルトガルへの戦費援助金と、財政難におちいったイギリス連合東インド会社への支援を目的として起債された国債は、1823年までに全額がこの減債基金によって償還されている¹¹⁾。【グラフ3】は、小ピットの減債基金による国債の償還を時系列で整理したものである。ナポレオン戦争中から戦争末期にかけて償還額が最大となり、戦後処理が一段落する1820年頃まで償還は高水準でおこなわれている。たしかに、ピットの減債基金の問題点として、対仏戦争の悪化によって財政状況が悪化し、減債基金の原資そのものが国債によってまかなわれ、戦時中は事実上本来の機能を果たすことができなくなったことが、当時から現在までしばしば指摘されてきた。しかし、そのいっぽうで、基金の創設によって市場における国債価格が上昇し、そのためフランス革命戦争からナポレオン戦争の戦費調達において新規起債利率のさらなる上昇が比較的抑制され

11) Report, 4～37.

【グラフ3】 ピットの減債基金での償還国債



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 38～41 より作成。

た効果は無視できない。

ナポレオン戦争後のイギリスでは、国家が財政＝軍事主義にもとづく体制から自由主義にもとづく体制へと根本的な転換をとげた。大きな国家よりも小さな国家が志向されるなか、政策の重点が減債から減税にうつり、ロバート・ハミルトンやデイビッド・リカードゥに代表されるピットの減債基金への批判が高まる¹²⁾。1829年に同基金は廃止され、同時にいわゆる旧減債基金（Old Sinking Fund）が制度化された¹³⁾。小ピットの減債基金では、基金への繰入額は定額であったが、旧減債基金では繰入額は前年度の歳入余剰の4分の1とされ、経済状況や財政状況の変化が反映されるしくみであった。この制度のもとでは国庫証券も償還の対象となった。旧減債基金による国債の購入や償還の実態は【表3】がしめすとおりである。対象となった国債のなかでもおおきな部分をしめたのは、歳入欠陥時の補てん用に発行された流動債と国庫証券が合計2919万ポンド、小ピット時の減債基金でおもな購入・償還対象となった3%コンソル債と3%利下げ債の合計が2152万ポンドであった【グラフ4】。旧減債基金は減債よりも減税という基調のなかで制度化されたため、その実際の効果も限定的なものとなった。

グラッドストーン内閣は1860年代に前年度予算の余剰に依存する国債償還のありかたを転換し、無期債であるコンソル公債を有期の年金債に転換することによって、なかば強制的な減債をすすめていくことを企図する¹⁴⁾。ただし、流動性にとんだコンソル債にたいし、

12) Hamilton, Robert. *An Inquiry concerning the Rise and Progress, The Redemption and Present State, and the Management of the National Debt of Great Britain and Ireland*. first edition, 1812; second edition, 1814; third edition 1818; Ricardo, David. *On the principles of political economy, and taxation*. London, 1817, 340, 510. また、E・L・ハーグリーヴズ、前掲書、第9章も参照。

13) Report, 42～45. ハーグリーヴズ、前掲書、第10章。

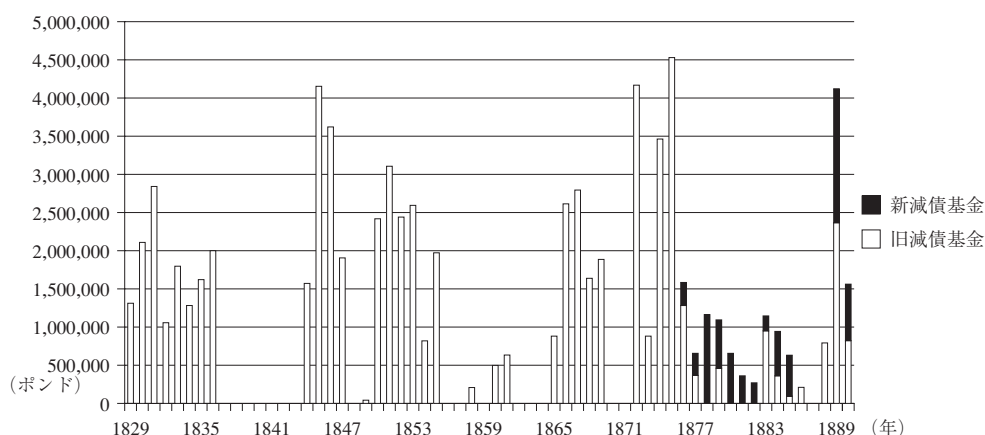
【表3】 新旧減債基金で減債された国債の内訳

公債種別 (年)	旧減債 基金額	旧南海年 金3%債	新南海年 金3%債	175年南海 年金3%債	統合年金 3%債	レデュースト 年金3%債	新年金 3%債	1726年 3%債	1818年 3.5%債	レデュースト 3.5%債	新年金 5%	新 3.5%債	2.5%債 (コンソール)	2.75%債 (コンソール)	歳入不足補填目的で発行 された証券・貸出	(単位：ポンド)	
																国庫証券	その他
1829*	1,226,262	132,000	54,000	7,000	462,238	96,031			82,800	430,300							39,100
1830*	1,930,158	122,000	93,000	92,000	687,524	440,106			101,000	558,800		96,961			1,450,503	254,312	11,700
1832	2,668,565	4,000	29,000	4,000	348,919	30,500			223,582	388,195							5,900
1833									63,150	539,724		216,123			225,028		5,953
1834	1,017,806								152,000	1,117,516		223,784			750,171		112
1835	1,263,365				21,500	23,100			74,900	177,860		223,257			300,018		995
1836	1,770,102				85,827	92,318			57,552	101,110		111,015			550,000		250
1837	1,583,788					600			79,356	105,400					1,058,648		75,700
1838	1,978,663																
1839																	
1840																	
1841																	
1842																	
1843																	
1844	1,554,338																
1845	1,344,834	224,700	59,700	8,600	94,763	60,384									1,400,168		
1846	1,844,833	40,200	4,000	4,000	252,886	768,683		33,800							2,800,000		
1847	3,575,333	40,200	137,683	6,500	252,886	768,683		15,400							2,400,000		
1848	1,848,269	19,300	39,445	6,500	151,943	295,520		15,400							1,220,000	151,083	933
1849																	
1850	10,349			6,000				5,382									
1851	2,321,708	194,200	65,800	17,800	460,794	1,634,265		36,600									
1852	3,000,232	187,600	63,000	11,900	1,290,522	1,529,375		14,600									
1853	2,406,961	36,500	64,700	4,500	710,240	1,054,535		17,400									
1854*	811,855	26,700	5,000		454,825	542,534		4,800									
1854**																	
1855	1,959,742																
1856																	
1857	198,861																
1858	198,861					3,338											
1859	9,024					9,449											
1860	485,264					5,595											
1861	624,857					948											
1862																	
1863	862,996																
1864	2,503,190					1,294											
1865	2,622,654					511,581	418,916										
1866	1,559,627					660,609	726,448										
1867	1,790,404					136,000	511,627										
1868						532,140	333,176										
1869																	
1870																	
1871	3,983,795					1,154,474	897,397										
1872	806,812					64,061	749,771										
1873	3,205,077					1,000,891	2,024,190										
1874	4,195,981					1,171,092	1,252,636										
1875	1,218,228					1,771,092	191,181										
1876	331,866					356,623	78,000										
1877						248,347											
1878	439,808																
1879																	
1880																	
1881																	
1882	933,363					30,000	402,960										
1883	348,178																
1884	188,178																
1885	205,619																
1886																	
1887	776,005																
1888	2,378,608																
1889	788,952																
計	68,012,011	996,091	631,329	162,300	6,648,615	13,942,367	7,586,307	143,582	143,582	3,418,905	433,749	1,425,649	106,500	800,030	24,975,043	4,221,950	3,883,327

* : 1829年7月6日～1830年1月5日 ** : 1854年1月5日～4月5日 1831年度～1853年度は、1月6日より新年度。1855年以降は4月1日より新年度。

出典 : Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 46～47, 51 より作成。

【グラフ4】 新旧減債基金での国債償還



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 46～47, 51 より作成。

有期債は市場での魅力に劣る。それゆえ、政府内部で保有され直接市場で取引されることがない証券類が、有期年金への転換対象として検討された。ここで白羽の矢がたったのが、信託貯蓄銀行および郵便貯蓄銀行の貯蓄運用先としてのコンソル債である。このコンソル債が1863年より期間25年の有期年金に転換されていくのだ。すなわち、グラッドストーンの当初の提案額に100万ポンド上積みされた計500万ポンドの貯蓄銀行用の証券類が有期年金に転換され、年315,017ポンドの年金債が設定された。このとき年金に転換された証券の内訳は、3%コンソル債が100万ポンド、3%利下げ債が502,063ポンド、新3%債が349万ポンドあまりであった。信託貯蓄銀行や郵便貯蓄銀行がはたした財政上の意義は、グラッドストーンによる国債政策の転換に位置づけなければならない。このような有期年金債化のころみで最も大規模な転換例は、財務長官チルダーズによる総額7024万ポンドにのぼる確定債の年金公債化であった。これは1883年から1884年にかけて、二回に分割して実行された。こうして、1863年から1883年までに、計1億1824万ポンドのコンソル債、利下げ債、そして新3%債などが有期年金公債化によって償還され、それ以前と比較して急速に国債の償還が進展していったのである¹⁵⁾。

新減債基金 (New Sinking Fund) が登場したのは、コンソル債の年金化がすすめられていた1875年のことであった。前年に首相の座についたベンジャミン・ディズレーリは、普仏戦争をはじめヨーロッパ内外で紛争が頻発し、また、スエズ運河株式買収などの植民地政策の展開により財政支出の増加が見込まれるという困難な状況に直面していた。オフィシャル・マインドによって国債増発の可能性が予期されていくなか、さらなる減債の必要

14) ハーグリーヴズ, 前掲書, 第11章. Daunton, Martin. 'Afterword', in Henry and Schmitt (eds), *op.cit.*, 202-3.

15) *Report*, 246～53.

性が重要な政治的課題として認識されるようになる。ときの財務長官サー・スタフォード・ノースコートは、ピットの減債基金の導入からおおよそ90年後、その手段として新減債基金を設立した。ノースコートによる新制度は、予算から定額の国債費を計上し、利払い費用や取扱費用を差し引いた残額を減債に適用するというものであった。さらに、旧減債基金への繰り入れ金額は、それまでの定率、すなわち前年度予算の剰余金の4分の1より引きあげられ、全額を原則とするようにあらためられた。国債費は新制度の初年度にあたる1875年では2740万ポンドが計上されたが、しかし、その額は以後変化した。1882年とその翌年の各2900万ポンドであったが、1890年に削減された結果2500万ポンドとなった¹⁶⁾。

最後に、低利転換による利払い負担の軽減もまた、年金化・定額化・定率化による減債にくわえて、無視できない効果をもたらしたことを指摘しておこう。低利転換の事例は本稿が対象とする1829年から1890年までにいくつかみとめられる。なかでもゴッシェンのイニシアティヴによる1888年から1889年の低利転換は、大成功をおさめた例として著名である。ゴッシェンの低利転換では、3%債から2.75%債への転換がこころみられた。これにより、対象となる5億9082万ポンドの3%債のうち、大部分の5億6568万ポンドが2.75%債に借り換えられた。結果、すくなくとも年140万ポンドの利払いが節約されたのである¹⁷⁾。

財政＝軍事国家から自由主義国家への転換にともなう、減債から減税へという政策の重点が1860年代を期に変化し、ふたたび減債が重要政策として浮上した。【グラフ1】で明確にみとめられるように、年金債への転換と新旧の両減債基金の稼働により、国債残高の削減が19世紀の第四四半期にいちじるしく進展していく。クリミア戦争と南アフリカ戦争にはさまれた相対的に平和であったこの時期に、イギリスは歴史的にみても類例がほとんどないほどの国債残高の抑制および減少に成功する。こうして新規起債の余力がもたらされた。その結果、イギリスは南アフリカ戦争や第一次世界大戦の戦費の多くを国債によって調達することができた。信託貯蓄銀行や郵便貯蓄銀行は、19世紀中葉の減債政策の転換に大きな役割をはたしたといえる。

Ⅲ 信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行

1 信託貯蓄銀行

(1) 信託貯蓄銀行とは何か。

19世紀のミドルクラスの下層や労働者階級が利用できた貯蓄機関は、貯蓄銀行、住宅金融組合、協同組合、貯蓄組合であった。なかでも貯蓄銀行は、貯蓄者数や貯蓄額で最も有力な機関であったといえる。貯蓄銀行には、信託貯蓄銀行や郵便貯蓄銀行のほか、軍人貯蓄銀行、船員貯蓄銀行、鉄道貯蓄銀行、バーミンガム市民貯蓄銀行といったものがあった¹⁸⁾。このうち信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行がひろく一般に普及していく。

16) *Report*, 48～51.

17) 富田, 前掲書, 171～3頁。

18) ポール・ジョンソン(真屋尚生訳)『節約と消費：イギリスにおける自助と互助の生活史』(慶應

信託貯蓄銀行がはじめて設立されたのは18世紀末であった¹⁹⁾。ジョーゼフ・スミスによって設立されたバッキンガムシャー・ウェンデバーのサンデー・ペニー銀行がその最も早期の例のひとつとしてしられるが、しかし規模にひろがりがなく短命に終わった²⁰⁾。1804年、プリシラ・ウェイクフィールドによってロンドンのトテナムにてトテナム・ベネフィット銀行が開設されている。この銀行では、1シリング以上であれば貯蓄可能であり、1ポンド単位で貯蓄に5%の金利がふされ、要求におうじて払いもどしをうけることができた。利払いの原資はウェイクフィールド夫人ら関係者の篤志による拠出金であったが、のちに国債、すなわち5%債への投資益が当てられた²¹⁾。また、1810年には、スコットランド・ダンフリーズシャーのルースウェル教区にて、ルースウェル貯蓄銀行が設立された。設立者はヘンリ・ダンカンといい、教区の牧師である。この銀行では、貯蓄者ひとりあたり1シリングから10ポンドまで貯蓄が可能であり、銀行は貯蓄をスコットランドの勅許銀行のひとつブリティッシュ・リネン銀行に預託し、それにたいして5%の金利をえるシステムであった。ルースウェル貯蓄銀行の目的は、教区の下層民に勤儉貯蓄の習慣を定着させることにあったため、定期的に貯蓄した下層民には報償をあたえ、貯蓄を怠ったものには罰金を徴するという、モラルにたいするインセンティブが制度化されていた。1810年の貯蓄残高が151ポンドであったのにたいして、1814年には1164ポンドと急増する。ルースウェル教区住民の人口は1100人ほどだったが、ルースウェル貯蓄銀行へ貯蓄をしたものがすくなくとも200人にのぼったという。このルースウェル貯蓄銀行が、貯蓄銀行の歴史では嚆矢として位置づけられている²²⁾。

貯蓄銀行はまずスコットランドで普及をみた。1813年12月には銀行家ウィリアム・フォーブスの息子であるJ・H・フォーブスによって、慈善組織を発展させたエディンバラ貯蓄銀行が設立され、翌年開業している。エディンバラ貯蓄銀行は、ルースウェル貯蓄銀行にくらべ、ひろく宣伝されることによって、公にひらかれた銀行とされた。また、エディンバラ貯蓄銀行では貯蓄者が銀行の運営に参加できなかったが、ルースウェル貯蓄銀行では貯蓄者が銀行の運営に参画している。さらに、エディンバラ貯蓄銀行は貯蓄者のモラルを問題とせず調査も実施しなかったが、ルースウェル貯蓄銀行では前述のようにモラルが重視された。1814年から1815年にかけて、スコットランドでは貯蓄銀行の設立がすすむが、新規設立のさいして「ルースウェルモデル」か、あるいは「エディンバラ・モデル」か、いずれかが選択されることとなった。ただし、多くの銀行で共通していた点もある。それ

義塾大学出版会)、1997年9月、73頁。

19) 通史として、Haldane, A. R. B. *One hundred and fifty years of Trustee Savings Banks*, Trustee Savings Bank Association, 1976。

20) Horne, Oliver. *A history of Savings Banks*, Oxford University Press, 1947, 24.

21) Burdett, Francis, Sir. *Annals of banks for savings. Containing an account of their rise and progress*, London, 1818, 50～5.

22) Horne, *op.cit.*, 39～46; Duncan, Henry. *An essay on the nature and advantages of parish banks, for the savings of the industrious*. 2nd ed. Edinburgh, 1816; Bank for Savings. *New rules, orders, and regulations, of the Bank for Savings, of the parish of Ruthwell, instituted in May, 1819*. Dumfries, 1820.

は、銀行がえた貯蓄はスコットランドの勅許銀行三行を中心とする銀行に預金されていた点である。勅許銀行は貯蓄元本を保証し、5%の金利を貯蓄銀行に支払った²³⁾。1815年末には、北部をのぞくスコットランドの多くの地域で、貯蓄銀行が設立されていく。

イングランドでは1815年にバースでジョン・ヘイガースにより貯蓄銀行組織 (Bath Provident Institution) が設立されている²⁴⁾。この銀行では貯蓄は海軍5%債に投資され、貯蓄者は公債保有者となった。利子のうち5分の4は貯蓄者に、5分の1は事務手数料として銀行にわりあてられた。ランズダウン子爵が総裁をつとめたこの銀行には、初年度で4,000ポンドが、1817年までに17,000ポンドの貯蓄があつまった。翌年にはロンドンで首都西部プロビデント・インスティテューション、のちのウェストミンスター貯蓄銀行が設立されている²⁵⁾。総裁はサマセット公爵がつとめ、またケント公など12名の貴族が副総裁につき、さらにトマス・バーナード、パトリック・カフーン、ウィリアム・ウィルバーフォース、ジョーゼフ・ヒューム、財務長官ニコラス・ヴァンジタート、トマス・マルサス、デイヴィッド・リカードゥをはじめとする62名がマネージャーとして名をつらねた。この組織でも貯蓄は国債に投じられ、とくに3%コンソル債が投資先としてえらばれた。ウェストミンスター銀行は基本的にバースの事例にそくしていたが、バースでは貯蓄残高が1ポンドにたっしてはじめて貯蓄者は保有者になれたのにたいし、ウェストミンスターでは貯蓄残高が12シリング3ペンスにたつると、その時点で3%コンソル債1ポンド分の保有者になることができた。ただし、公債保有の正式な名義は貯蓄先の組織にあったため、実質的な公債保有者である貯蓄者が公債を売却するには、14日以上前の告知のもと、名義変更の手続きが必要とされた。設立後一か月の貯蓄残高は1,000ポンドであったが、1817年12月10日には1万6,348ポンドと急激な増加がみられた²⁶⁾。このように、イングランドでは貯蓄銀行にあつめられた貯蓄の安全な投資先としてイギリス国債が選好された。したがって、潜在的な公債保有者をふくめた実質的な公債保有者数は、イングランド銀行の公債保有者原簿でしめされる保有者数よりも多かったと考えられる。

庶民院議員ジョージ・ローズは1816年に「エディンバラ・モデル」にそくした銀行をサウサンプトンで設立していたが、かれの主導によって1817年、議会で信託貯蓄銀行法 (ローズ法) が制定された。この法により、設立があいついでいた貯蓄銀行に法的な裏づけがはじめてあたえられることになる。また同法では、イングランドおよびウェールズの信託貯蓄銀行は貯蓄を全額国債委員会に預託し、その資金で国債が購入され、イングランド銀行内の貯蓄銀行基金にすべての国債が保管されることとされた。イングランド銀行は、貯

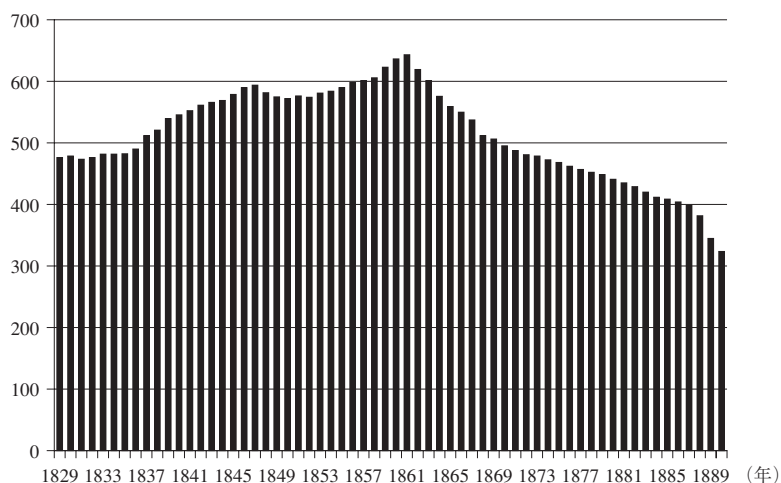
23) 度会勝義『デイヴィッド・リカードゥの救貧論と貯蓄銀行』(一橋大学社会科学古典資料センター), 2000年3月, 29頁。

24) Provident Institution. *Provident Institution, established at Bath, January 1815. Patron: the Most Noble the Marquis of Lansdowne*. [Bath], [1815]; Haygarth, John. *An explanation of the principles and proceedings of the Provident Institution at Bath, for savings*. Bath, 1816.

25) Hume, Joseph. *An account of the Provident institution for savings, established in the western part of the metropolis*, London, 1816.

26) Horne, *op.cit.*, 61~4.

【グラフ 5】 信託貯蓄銀行の行数



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 266-267 より作成。

蓄銀行にたいし100ポンドあたり年4ポンド11シリング3ペンスの利払いをする。ただし、貯蓄者の貯蓄上限は初年100ポンド、次年以降は年間貯蓄額の上限が50ポンドに制限されることとなった。信託貯蓄銀行の貯蓄はこうして公的に保証されることとなったのである。しかし、ほんらい想定されていた下層民ではなくミドルクラスの人びとが、市場金利よりも高く設定された優遇利子率を目当てにして信託貯蓄銀行を利用しているという批判が噴出するようになる。そのためその後法改正があいつぎ、1824年には年間貯蓄限度額が初年度50ポンドで次年度以降が30ポンド以内と改正された。1833年には利子率も引き下げられて3ポンド16シリング2分の1ペンス、年間貯蓄限度額も同時に一律30ポンドとなった。総貯蓄上限額の制限も200ポンドから150ポンドへと制限が厳しくなっている²⁷⁾。

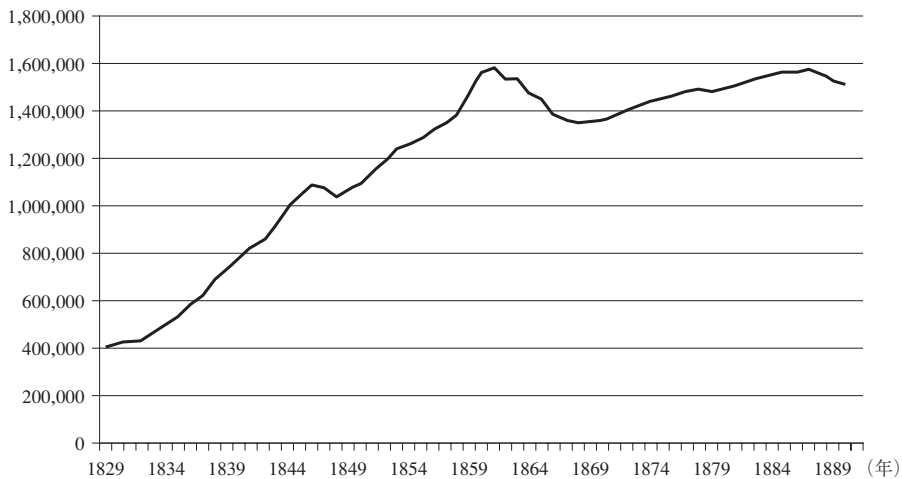
(2) 全体的な傾向

さて、ここで信託貯蓄銀行の動向を確認しよう。1818年末までに465行の信託貯蓄銀行の設立をみていたが、その後は年平均5行ほど増加していく。【グラフ5】によれば、信託貯蓄銀行の行数は順調に増加し、1837年には513行、1857年には603行とそれぞれ500行と600行を突破し、1861年に最大の645行を記録している。その後、行数は逆に右肩下がりで減少に転じ、1870年には496行、1888年には382行にまで下落した。一般的に、この原因として1861年に郵便貯蓄銀行が創設されたことがあげられている。

つぎに口座数をみる。【グラフ6】をみれば、1829年で403,492口座であるが、1845年には1,041,194と100万口座の大会にのせる。1848年および1849年に一度減少に転じるがすぐに回復し、銀行数が最大を記録した1861年に1,580,359口座と口座数もまた最大を記録す

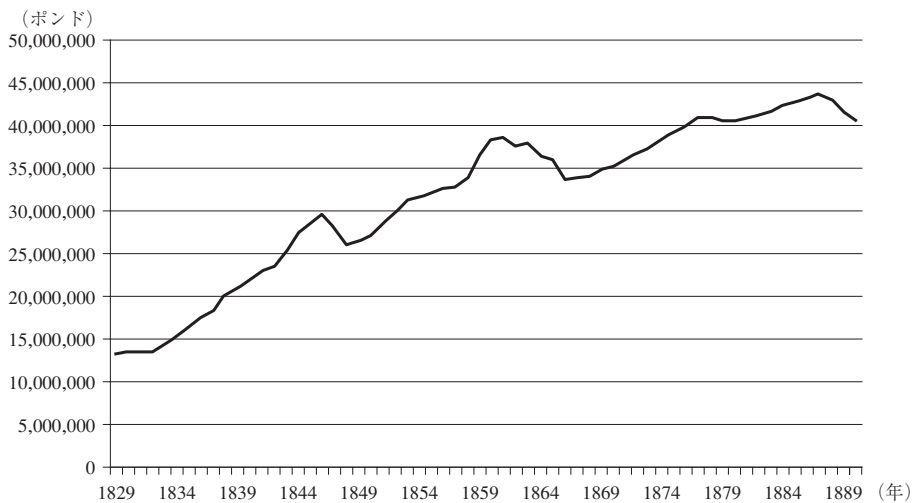
27) Report, 257.

【グラフ 6】 信託貯蓄銀行の口座数



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 266~267 より作成。

【グラフ 7】 信託貯蓄銀行の貯金総額

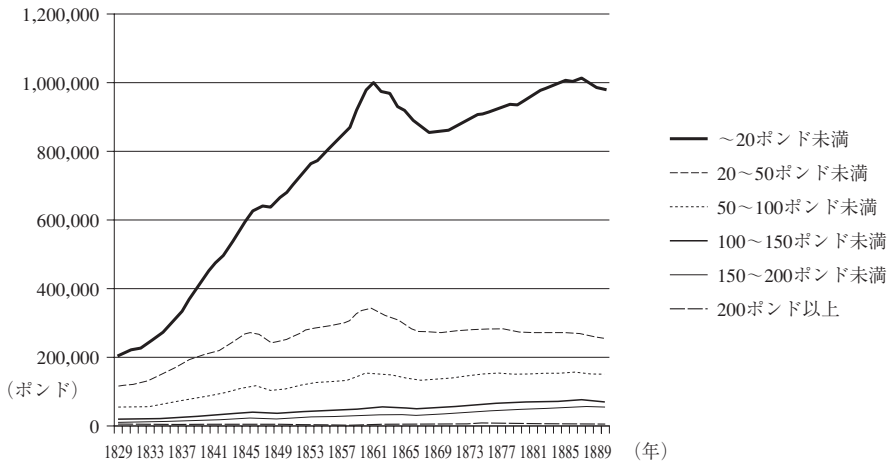


出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 266~267 より作成。

る。その後、口座数は銀行行数の減少に歩調をあわせるように減少していき、1868年には1,345,591口座となる。信託貯蓄銀行の行数はこのまま減少していったが、しかし口座数はふたたび増加に転じる。1885年に1,561,061口座と1861年に匹敵する口座数となったあと、ふたたびゆるやかに減少していく。

最後に貯蓄額の傾向を確認しよう。【グラフ 7】によれば、口座数の動向とほぼ同じ傾向を認めることができる。1832年まではやや伸び悩むが、1833年に14,486,548ポンドを記

【グラフ 8】 信託貯蓄銀行の貯金額別口座数①



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 266~267 より作成。

録したのちは順調に増加し、この傾向は1846年に29,741,025ポンドになるまでつづく。口座数が一時下落したように金額も一時減少に転じるが、1850年にふたたび上昇し始める。この上昇傾向は1861年に38,697,205ポンドを記録したのち、いったん減少傾向に転じ1866年に33,864,478ポンドまで下落するが、その後ふたたび上昇傾向に回帰する。1875年には39,364,779ポンドにたっして1861年の貯蓄額をこえたが、1887年には43,892,170ポンドにたっている。

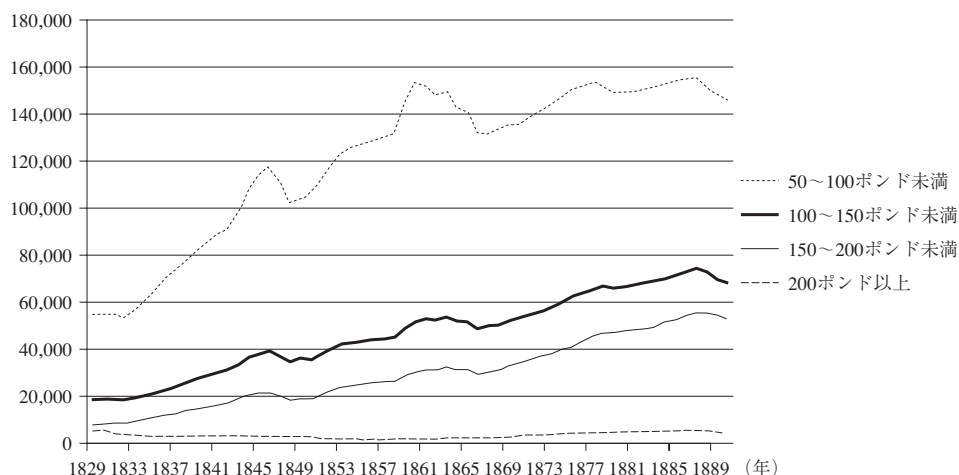
信託貯蓄銀行の行数は1861年の郵便貯蓄銀行の創設の影響を受けて減少に転じる。しかし、口座数および貯蓄金額をみれば、その影響はせいぜい5年前後にとどまっていることがわかる。それでは、信託貯蓄銀行の行数の動向と口座数および貯蓄金額の動向とが異なっていることには、どのような意味があるのだろうか。これに答えるためには、口座と貯蓄の内容を精査する必要がある。

(3) 口座数

はじめに口座数の動向を確認しよう。【グラフ 8】は、貯蓄金額を①20ポンド未満、②20ポンド以上50ポンド未満、③50ポンド以上100ポンド未満、④100ポンド以上150ポンド未満、⑤150ポンド以上200ポンド未満、⑥200ポンド以上の6つの金額帯にわけたうえで、それぞれの金額帯の口座数を分類したものである。また、【グラフ 9】は、【グラフ 8】ではグラフの傾向が判別しにくい③50ポンド以上100ポンド未満、④100ポンド以上150ポンド未満、⑤150ポンド以上200ポンド未満、⑥200ポンド以上の4つの金額帯をとくにとりあげたものである。

ふたつのグラフからわかることは、①20ポンド未満と②20ポンド以上50ポンド未満および、③50ポンド以上100ポンド未満というグループの口座数と、④100ポンド以上150ポンド未満と⑤150ポンド以上200ポンド未満のグループの口座数、⑥200ポンド以上の口座数

【グラフ9】 信託貯蓄銀行の貯金額別口座数②



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 266~267 より作成。

の動向が異なっており、グラフには全部で3通りのパターンが存在するという点である。第一の100ポンド未満の金額帯では、1861年を頂点として口座数がいちど下落に転じ、その後ゆるやかな回復をみせるか現状を維持していく傾向をみてとることができる。第二の100ポンド以上200ポンド未満の金額帯では、④100ポンド以上150ポンド未満の口座数と、⑤150ポンド以上200ポンド未満の口座数の動向はほとんど同一で、かつ、両者は一貫して増加傾向にある。第三の200ポンド以上の金額帯は、グラフではわかりにくいだが、1830年に5,473口座だったのが1857年に1,470口座になるというように世紀中葉にむかってゆるやかに減少するが、1886年に5,337口座まで増加するように世紀末にむけてふたたびゆるやかに上昇をみせる。この金額帯の動向は、信託貯蓄銀行の貯蓄額全体からみれば、ほぼ一定しているものとして評価されるであろう。したがって信託貯蓄銀行の総口座数のありかたには、100ポンド以下の口座数の動向がより強く反映されていると理解できる。

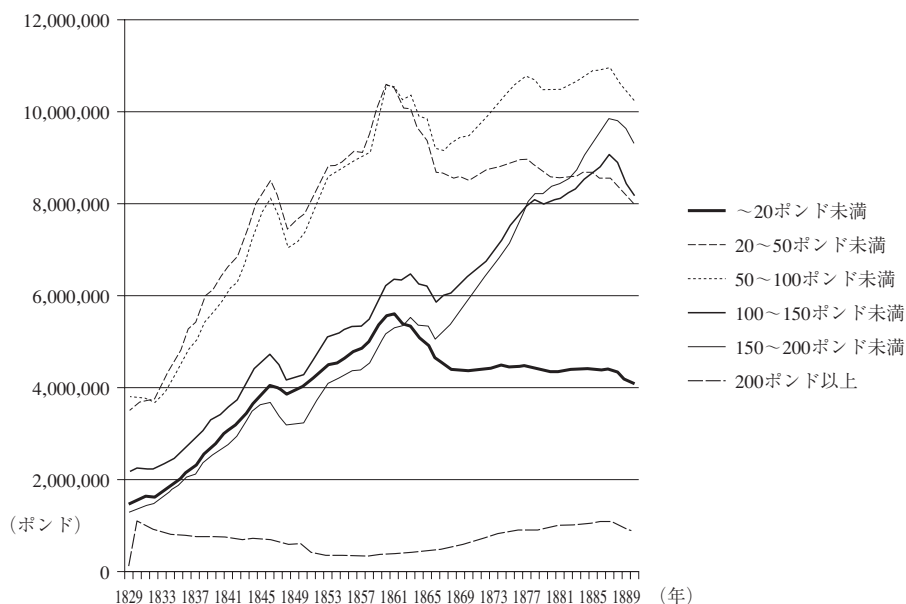
口座の実数についても確認しておく。20ポンド未満の口座が全期間をつうじて圧倒的に多い。たとえば、総口座数が最大にたった1861年には、20ポンド未満の口座数が約100万口座あり、全体の約63%をしめている。いちじるしい伸びをみせる20ポンド未満の口座数の増加分が、信託貯蓄銀行の口座数の増加分の多くをしめていたことがわかる。

信託貯蓄銀行の口座は複数保有することは禁止されており、それには郵便貯蓄銀行もふくまれていたので、口座数は貯蓄者数をほぼ反映していると考えられる。それゆえ、信託貯蓄銀行の利用者の過半は、貯蓄可能金額の上限がせいぜい20ポンドである人びとだったといえる。

(4) 貯蓄金額

つぎに、貯蓄金額の動向を【グラフ10】で確認しよう。このグラフは、【グラフ8】および【グラフ9】と同様に、貯蓄金額を①20ポンド未満、②20ポンド以上50ポンド未満、

【グラフ10】 信託貯蓄銀行の貯金金額帯別貯金分布



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 266～267 より作成。

③50ポンド以上100ポンド未満，④100ポンド以上150ポンド未満，⑤150ポンド以上200ポンド未満，⑥200ポンド以上というように6つに金額帯をわけ，それぞれの金額帯における貯蓄額の合計をグラフにしたものである。

【グラフ10】上の6本のグラフの傾向は，三つに分類できる。第一に，①20ポンド未満および②20ポンド以上50ポンド未満の金額帯では，1861年を頂点として下落に転じ，その数年後からはほぼ貯蓄額合計が一定している。それにたいして，③50ポンド以上100ポンド未満と，④100ポンド以上150ポンド未満および，⑤150ポンド以上200ポンド未満の金額帯では，3年前後の下落傾向ののち上昇傾向に転じ，1890年には1861年の貯蓄額と同じかそれをうわまわる貯蓄額をあつめている。第3に，⑥200ポンド以上の金額帯では，口座数で述べたように，世紀中葉にむかってゆるやかに減少し，世紀末にむかってふたたび上昇するという傾向が，より明瞭にうかびあがっている。

貯蓄額でみると，1861年までは②20ポンド以上50ポンド未満および③50ポンド以上100ポンド未満がほぼ拮抗していたが，1861年よりのちは③50ポンド以上100ポンド未満の口座の貯蓄額がもっとも多くをしめる。ただし，1880年代の後半は，急伸してきた④100ポンド以上150ポンド未満の金額帯との差は僅小である。口座数では約6割をしめていた20ポンド未満の金額帯は，貯蓄額では1861年時点で全体の15%をしめるにとどまり，順位も1861年までは第4位と伸びなやみ，1862年以降は第5位にあまんじている。

（5）誰が信託貯蓄銀行を利用していたのか

信託貯蓄銀行の本来の設立趣旨は，ミドルクラス下層や労働者階級にそれまで存在しな

かった貯蓄の手段を提供することで、貧困を未然に防止することにあった。しかし、比較的富裕な人びとが市場金利よりも有利な金利をもとめて信託貯蓄銀行を利用しており、そうした実態が存在するにもかかわらず国家が優遇金利を提供するべきではないと、グラッドストーンに代表されるような強い批判がつねにあった²⁸⁾。郵便貯蓄銀行が創設されるのは、まさにこのような文脈においてであった。自由主義国家の原理原則を適用するこれらの批判にたいし、法改正により信託預金銀行の金利が漸次引き下げられ、かつ、貯蓄上限もより厳しく制限されていった。郵便貯蓄銀行が創設されると、銀行数はいちじるしく減少の一途をたどることとなる。

通説では、1861年の郵便貯蓄銀行の設立により、また、放漫経営による破たんなどのスキャンダルもあいまって、信託貯蓄銀行はそれまでの勢いを喪失した。営業時間やアクセスの利便性をもとめて、信託貯蓄銀行から郵便貯蓄銀行への移動がおこった²⁹⁾。ミドルクラス下層や労働者階級への勤儉貯蓄の手段を提供するという社会的役割は、郵便貯蓄銀行がになったとされている。このような理解は、はたして正鵠を射ているであろうか。

たしかに【グラフ5】でしめされるように、1861年以降の信託貯蓄銀行の行数は漸減傾向にある。しかし、口座数および貯蓄額をみると、1861年のショックは数年にとどまり、1870年代にはすでに回復基調に回帰している。その結果、1880年代には最盛期の1861年とほぼ同程度の活動内容を実施している。従来の見解では、労働者階級の貯蓄機関が信託貯蓄銀行から郵便貯蓄銀行へと移行したとされてきた。しかし、口座と貯蓄の動向から判断すると、信託貯蓄銀行が1861年以降も1861年以前と同程度の貯蓄を吸収する機能をもっていたことは明白だ。

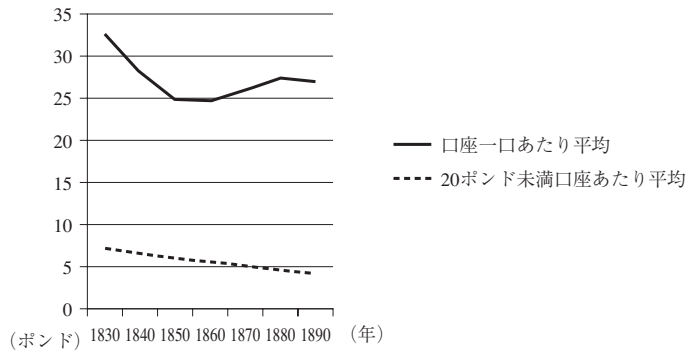
貯蓄が20ポンド未満の金額帯では、たしかに貯蓄額の増加はみられない。しかし、減少もみられない。口座数はむしろ1870年代にあきらかに増加している。したがって、1870年代以降、口座あたりの貯蓄額は減少するが、貯蓄者は確実に増加しつつあったと判断できる。しかも【グラフ11】によれば、20ポンド未満の貯蓄層による1口座あたりの貯蓄額の減少率は、19世紀前半から世紀末まではほぼ一貫している。20ポンド未満の貯蓄額についても、ポール・ジョンソンのように、ミドルクラスの貯蓄の可能性を示唆する見解もある。しかし、もしそうであれば、はたしてこのように一定の比率で貯蓄額は減少していくであろうか。このグラフがしめしているのは、時間が経過するにしたがい、信託貯蓄銀行の利用がより下層の人びとに浸透していったということなのだ。したがって1861年は、信託貯蓄銀行とミドルクラス下層や労働者階級との関係において、決定的な分水嶺ではなかったといえる。1861年がもたらしたのは、一時的な衝撃にすぎなかったのだ。

つまり【グラフ10】でわかるように、100～200ポンドの貯蓄を可能とする人びとがいっそう信託貯蓄銀行を利用しつつも、それと同じ程度で、100ポンド以下の貯蓄が可能な層もまた信託貯蓄銀行を利用していた点が銘記されるべきだ。たしかに、前者の実態のみを

28) Hobson, Samuel. *The Post Office Savings Bank 1861-1961*, H.M.S.O., 1962, p. 9. 斉藤美彦『イギリスの貯蓄金融機関と機関投資家』（日本経済評論社）、1999年9月、62頁。

29) ジョンソン、前掲書、73～74頁。斉藤、前掲書、78～79頁。

【グラフ11】 信託貯蓄銀行の1口座あたりの平均貯金額



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 266～267 より作成。

強調するグラッドストーンのような批判は可能であるし、その発想の系譜につらなるような今日の研究者の理解も可能である。しかし、この点のみをとらえて信託貯蓄銀行がほんらい対象としていた100ポンド以下の貯蓄者層、とりわけ一口座あたり5ポンド前後の貯蓄者層の動向まで見誤ってはならない。このように信託貯蓄銀行は、ミドルクラス下層から労働者階級にいたるまで、幅広い階層の人びとによって継続的に利用されつづけた。信託貯蓄銀行は、これらの人びとに間接的な国債保有の手段をもたらしした。労働者階級の勤儉貯蓄を明確に謳う郵便貯蓄銀行が設立されることによって、1861年以降、信託貯蓄銀行の社会的な意義が問われる。しかし信託貯蓄銀行は、国債に直接投資が困難であった20ポンド未満の貯蓄者層に、継続して貯蓄＝投資の機会を提供していたのだ。

グラッドストーンやその後継者たちは減債政策を重視するようになり、コンソル債といった無期債を有期年金債に転換していく³⁰⁾。このような減債プロジェクトをささえたのは、どのような事実であろうか。郵便貯蓄銀行の創設によって労働者階級の貯蓄をよびこみつつも、中期的には信託貯蓄銀行の利用者数や貯蓄額を減少させなかったこと。つぎに、そもそも信託貯蓄銀行の想定外であった100ポンドから200ポンドの預金が可能でミドルクラスが1861年以降に貯蓄額の急増させたこと。これら2つの事実が、コンソル債の年金債化による減債という、国家財政上の重要な動きと連動していたのである。

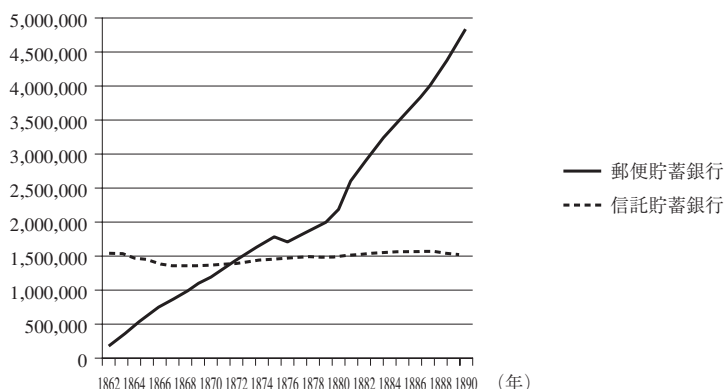
2 郵便貯蓄銀行

郵便貯蓄銀行は1861年に創設された³¹⁾。世界初となるイギリスの郵便貯蓄銀行はその後、日本をふくむ世界各国における郵便貯蓄システムのモデルとなっていく。設立目的として労働者の勤儉貯蓄をすすめることが明確に謳われており、そのため郵便貯蓄銀行は信託貯

30) Report, 246～253, 254～263.

31) 通史としては、Hobson, *op.cit.* がある。また、Daunton, *Royal Mail: The Post Office since 1840*. Anthlone Press, 1985, 92-115 も参照。

【グラフ12】 信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行の口座数



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 266~267 および, Horne, Oliver. *A History of Savings Banks*, Oxford University Press, 1947, 392, APPENDIX III より作成。

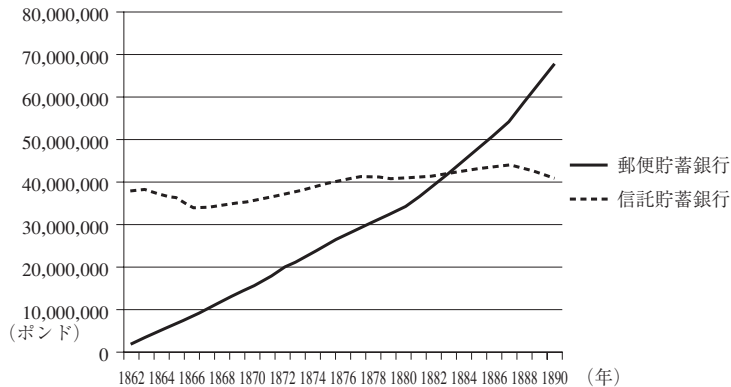
蓄銀行を代替する安全な手段としていちづけられた。郵便貯蓄銀行の預金には1ポンドごとに2.5%の年利が支払われた。それにたいして信託貯蓄銀行がふす年利は、1880年までは3.25%，1888年までは3%，その後は2.75%と、段階的に引き下げられていくが、それでもなお郵便貯蓄銀行の利率よりも高めに設定されていた。また、郵便貯蓄銀行では、預金額の上限は150ポンドとされ、年間貯蓄可能額の上限は1893年までは30ポンドに設定されていた。なお、法により同一人物が信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行に複数の口座を保有することは禁止されていた。それゆえ、双方に口座をもつことは法的には不可能であった³²⁾。

郵便貯蓄銀行は創設後すぐに多数の貯蓄者によってむかえられた。口座数は創設後11年で1,442,448口座となり、信託貯蓄銀行の口座総数を上回った【グラフ12】。貯蓄額も設立後22年経過した1883年に41,768,808ポンドを記録し、信託貯蓄銀行を追いぬいた【グラフ13】。口座数の伸びは貯蓄額よりも倍のペースで速かったが、これは郵便貯蓄銀行の1口座あたりの平均貯蓄額が14ポンドと信託貯蓄銀行の半分であったこと、すなわち貯蓄者層が信託貯蓄銀行と比較して下方に分布しており、かつ、貯蓄総額をいちじるしくひきあげる高額の貯蓄が存在しなかったことに起因する。

信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行の関係をトレード・オフの関係としてとらえるべきではないという点は、すでに強調した。【グラフ14】は、信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行の口座数の推移および口座の合計数の推移をしめしている。このグラフによれば、たしかに信託貯蓄銀行の成長は頭打ちにはなっているが、しかし、しばしば強調されるような信託貯蓄銀行から郵便貯蓄銀行への口座の流出は総体としては確認できず、信託貯蓄銀行の口座はほぼ現状を維持していることが明確だ。おなじく、貯蓄額をしめした【グラフ15】と、両者の比率の推移を示した【グラフ16】より、信託貯蓄銀行の貯蓄額は両貯蓄銀行の貯蓄総額

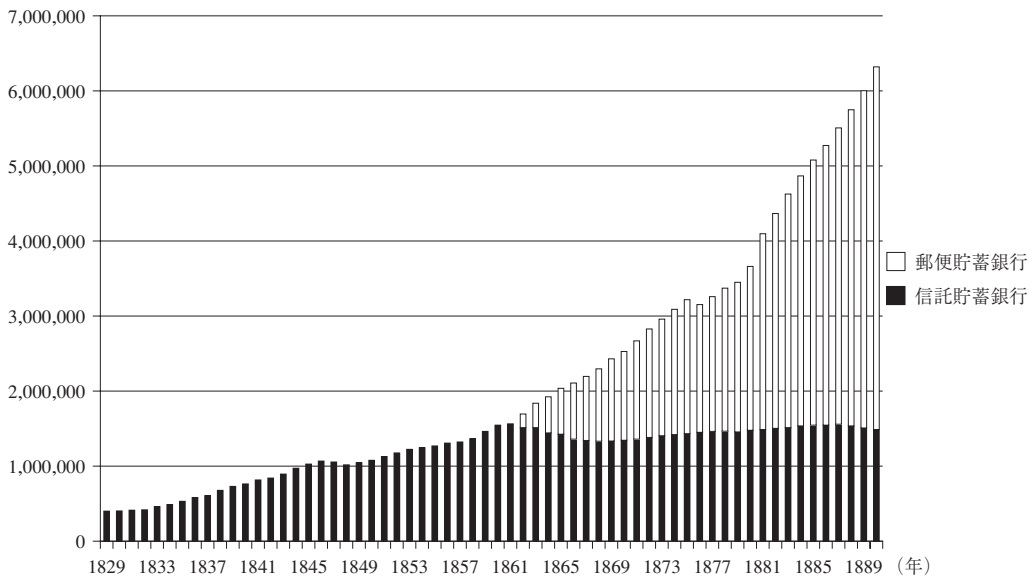
32) Report, 270~272; Horne, *op.cit.*, 208~245. 齊藤, 前掲書, 第3章。

【グラフ13】 信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行の貯金額



出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 266～267 および, Horne, Oliver. A History of Savings Banks, Oxford University Press, 1947, 392, APPENDIX III より作成。

【グラフ14】 信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行の口座数

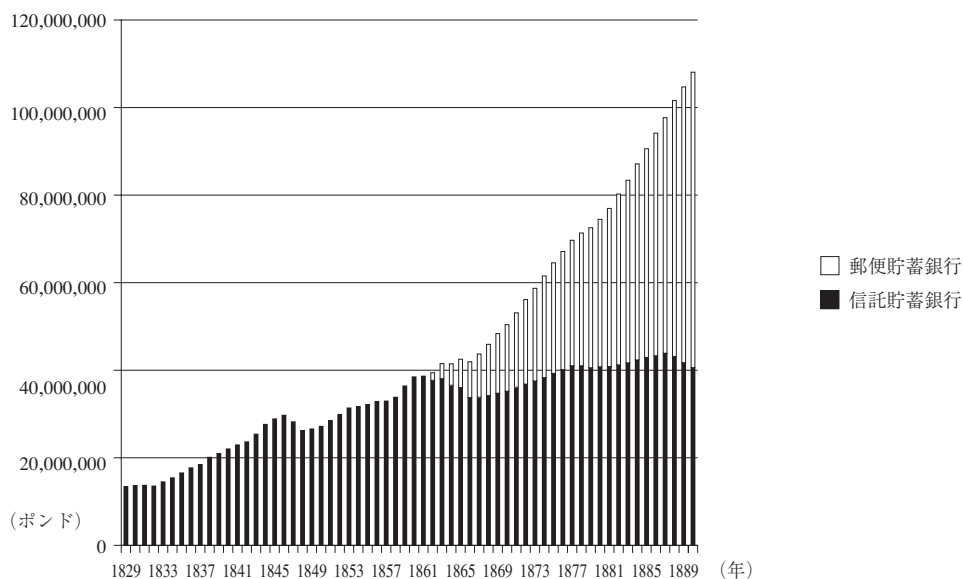


出典：Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890, 1891, 266～267 および, Horne, Oliver. A History of Savings Banks, Oxford University Press, 1947, 392, APPENDIX III より作成。

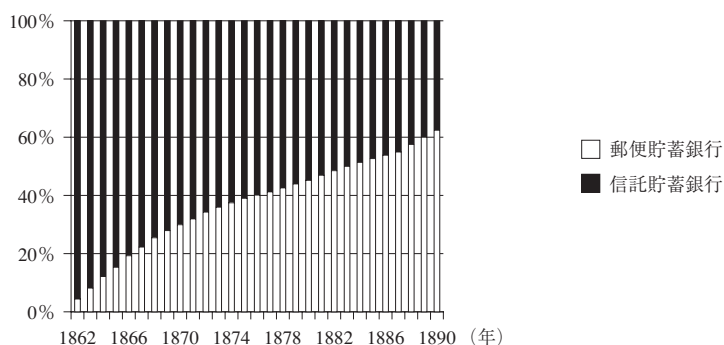
でなお大きな位置をしめていたことがわかる。

労働者階級やミドルクラス下層をはじめとする貯蓄者の資金は、1890年時点で約1億0830万ポンドあまりにのぼった。これらの貯蓄が貯蓄銀行をつうじて姿を国債にかえることによって、貯蓄者は貯蓄の公的な保証を手にすることになる。また、1880年以降、信託

【グラフ15】 信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行の貯金額



【グラフ16】 信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行の貯蓄額比率



貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行は、口座開設者に直接国債を購入できる窓口となった。これにより、信託貯蓄銀行では約130万ポンド、郵便貯蓄銀行では約468万ポンドの利率2.75%コンソル債をはじめとする国債が売りさばかれている³³⁾。このように、19世紀のイギリスは、

33) Report, 275.

ふたつの貯蓄銀行をうみだすことによって、それまで貯蓄手段をもたなかったミドルクラス下層や労働者階級に、貯蓄という行為を定着させることに成功した。ミドルクラス下層や労働者階級は、世紀前半では信託貯蓄銀行をつうじて貯蓄を国債に投資し、世紀後半にはそれに郵便貯蓄銀行をくわえ、貯蓄によって政府の国債管理政策の転換をささえたのだ。くりかえすが、両者は共存関係にあったのであり、けっして郵便貯蓄銀行が信託貯蓄銀行を駆逐したわけではない。そうだったからこそ、貯蓄銀行からえた資金によって減債が進捗し、きたる大戦争の戦費調達を容易にしたのだ。本稿ではふれないが、こうした下層の人びとと貯蓄銀行の関係は、第一次世界大戦のイギリスが国債の消化を容易にしたひとつの重要な前提となっていくのである。

IV お わ り に

「投資社会」とミドルクラス下層や労働者階級の人びととの関係をとらえるには、イギリス公信用政策の歴史的な流れにそれを位置づけることが必要である。同時に、「投資社会」の中核を構成したイギリス国債に注目しなければ、「投資社会」と社会の下層の人びととの関係はけっして明確にはあらわれない。本稿は、イギリス国家による減債政策と、信託貯蓄銀行や郵便貯蓄銀行、そしてミドルクラス下層や労働者階級という三者の関係を、イギリス国債への投資という観点から考察し、「投資社会」が下層の人びとに浸透していく意味を考察した。

ナポレオン戦争後、イギリス国家が財政＝軍事国家から自由主義国家へと大転換をとげるなか、減債政策は減税政策に優先権をゆずりわたすこととなった。そのため、19世紀前半には、「長い18世紀」に蓄積された莫大な国家債務の多くが残存し、結果的に減債基金は期待された効果をもたらすことに失敗した。しかし、1850年代から60年代にかけて、植民地の拡大にともなう財政支出増がみこまれ、ヨーロッパ内外で今後戦争が勃発する可能性が高くなると、減債にたいするオフィシャル・マインドはしだいに変化していく。こうして、将来の選択肢を確保するため、ふたたび減債政策が優先事項として浮上していくのだ。1870年代には新旧二つの減債基金が稼働するようになり、1860年代後半より有期年金型国債によるコンソリド債の有期債化が積極的にすすめられるようになる。これらの結果、19世紀後半には国家債務の削減が歴史的な規模でいちじるしく進展した。これこそ、南アフリカ戦争や第一次世界大戦といった、戦費が莫大な規模に膨張した大戦争の戦費調達が、国債によって可能になった長期的な要因なのである。

信託貯蓄銀行の貯蓄総額は、ナポレオン戦争直後の1817年で231,028ポンドであったが、郵便貯蓄銀行の貯蓄額をくわえたそれは、73年後の1890年には1億ポンドを超える。これほどの急成長をみせた信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行は、労働者やミドルクラス下層の勤儉貯蓄を目的に設立された。それらはたがいに共存しつつ、社会の下層の人びとがもつ遊休資金の稼働に見事に成功したのだ。信託貯蓄銀行は市場金利に上乗せした優遇金利を提供することで社会に定着し、その結果ミドルクラス下層や労働者階級を「投資社会」のプレイヤーとして首尾よく招き入れたのである。「投資社会」は19世紀に貯蓄銀行をつうじて

イギリス社会の下層にまで浸透していった。「投資社会」が信託貯蓄銀行や郵便貯蓄銀行の普及によって社会の下層に浸透していくと、イギリス国家は貯蓄銀行がえた貯蓄を稼働させる。この貯蓄こそが、19世紀中葉から後半にかけての減債政策の展開において、大きな役割をはたすこととなる。とくに、1860年代後半から展開されたコンソル債の有期年金化では、貯蓄銀行がえた貯蓄は有力な原資となった。こうして1890年には、1億ポンドを超える貯蓄が、国債に投資されることとなった。

本稿は、19世紀の「投資社会」の中枢を構成したイギリスの公信用に注目し、「投資社会」が貯蓄銀行をつうじてイギリス社会の下層に浸透していったことを明らかにした。ミドルクラス下層や労働者階級の貯蓄がイギリス国債と結びつくことによって、かれら/かのじよらの貯蓄＝投資は、イギリスの公信用のありかたに大きな影響をおよぼしたのである。